編集 九州凸版印刷株式会社

三 法人名等確認書類

(定価 箇年 三万八千八百八十円)

令 和 年

号 Ξ

三月二十六日 木曜日

次

目

規

則

○規

則

大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則をここに公布する。

**令和二年三月二十六日** 

大分県知事 広 瀬

勝

貞

大分県規則第十六号

大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則

第一条 この規則は、 大分県特殊詐欺等被害防止条例(令和元年大分県条例第三十七号。 以

下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 この規則において、 ころによる。 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると

類するもの(有効期間又は有効期限のある書類にあっては個人情報取扱事業者が提示又 は送付を受ける日において有効なもの、その他の書類にあっては個人情報取扱事業者が が記載された書類であって、官公庁から発行され、若しくは発給されたもの又はこれに カード、旅券、国民健康保険被保険者証その他の当該自然人の氏名、住所及び生年月日 利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号 氏名等確認書類<br />
運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の 個人情報取扱事業者 条例第二十条第一項に規定する個人情報取扱事業者をいう。

> のに限る。)をいう。 にあっては個人情報取扱事業者が提示又は送付を受ける日前六箇月以内に作成されたも ては個人情報取扱事業者が提示又は送付を受ける日において有効なもの、その他の書類 しくは発給されたもの又はこれに類するもの(有効期間又は有効期限のある書類にあっ

店若しくは主たる事務所の所在地が記載された書類であって、官公庁から発行され、若

登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の当該法人の名称及び本

- 四 識することができない方式で作られた記録をいう。)に係る記録媒体をいう。 電磁的記録媒体 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認
- 五 書留郵便等 書留郵便若しくは配達記録郵便(その取扱いにおいて引受け及び配達の 記録をする郵便をいう。)又はこれらに準ずるものをいう。
- 六 転送不要郵便物等 その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものを
- Ł 人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれらに準ずるものをい 本人限定受取郵便等 その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛
- 八 特定事項伝達型本人限定受取郵便等 本人限定受取郵便等であって、差出人に代わっ のをいう。 を受け、かつ、当該提示を受けた書類の情報を差出人に伝達する措置がとられているも て名宛人の住所を確認し、名宛人本人から氏名等確認書類又は法人名等確認書類の提示
- 九 いて「電子署名法」という。)第二条第一項に規定する電子署名をいう。 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号。 次号にお
- 電子証明書 自然人にあっては電子署名法第八条に規定する認定認証事業者が作成し

た電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年法 省令 省

経済産業省

関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三条第六項の規定により地方公共団体情 ては商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第一項及び第三項の規 報システム機構が発行する同条第一項に規定する署名用電子証明書をいい、法人にあっ 日の記録のあるもの又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に 第二号)第四条第一号に規定する電子証明書をいう。)であって氏名、 定に基づき登記官が作成した電子証明書をいう。 住所及び生年月

(個人データの第三者提供に係る確認の方法

令和二年三月二十六日

大分県報号外

提示又は送付を受ける日前六箇月以内に作成されたものに限る。)をいう。

れ当該各号に定める方法とする。(条例第二十条第一項に規定する個人データをいう。以下この条及び次条において同じ。)の区分に応じ、それぞを受けようとする者をいう。以下この条において同じ。)の提供第三条 条例第二十条第一項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる相手方(個人データ

- 自然人 次のいずれかに掲げる方法

- は、当該電子署名に係る電子証明書を相手方から受信する方法 相手方からの電子署名が行われた情報の送信を受けて個人データを提供する場合
- 一 法人 次のいずれかに掲げる方法
- 項を確認する方法 類の提示をした代表者等について前号イに掲げる方法により次条第一号に規定する事類の提示をした代表者等について前号イに掲げる方法により次条第一号に規定する事等」という。)から法人名等確認書類の提示を受け、かつ、現に当該法人名等確認書イ 当該法人の代表者、使用人その他の従業者又は自然人である代理人(以下「代表者イ 当該法人の代表者、使用人その他の従業者又は自然人である代理人(以下「代表者
- して送付する方法(個人データを電気通信回線を通じて送信等する方法で相手方に提て同じ。)に宛てて、個人データ記録文書等を書留郵便等により転送不要郵便物等と店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。以下この号におい類に記載された相手方の本店又は主たる事務所の所在地(当該法人名等確認書類に支類に記載された相手方の本店又は主たる事務所の所在地(当該法人名等確認書類に支

データを送信等する受領者が同一であることを確認するものとする。) 送付する等の適切な方法を併用し、当該法人名等確認書類に記載された相手方と個人てて書留郵便等により転送不要郵便物等として個人データの提供の契約に係る書類をえ、当該法人名等確認書類に記載された相手方の本店又は主たる事務所の所在地に宛供する場合は、あらかじめ、法人名等確認書類又はその写しの送付を受けることに加供する場合は、あらかじめ、法人名等確認書類又はその写しの送付を受けることに加

- は、当該電子署名に係る電子証明書を当該法人の代表者等から受信する方法ハ 代表者等からの電子署名が行われた情報の送信を受けて個人データを提供する場合
- とする自然人を相手方とみなして、前項第一号の規定を適用する。 相手方が人格のない団体である場合は、当該団体のために現に個人データを受け取ろう

(個人データの第三者提供に係る確認事項)

じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。
第四条 条例第二十条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる相手方の区分に応

- 自然人 氏名、住所及び生年月日
- 一 法人 名称及び本店又は主たる事務所の所在地

(身分証明書)

(意見を述べる機会の付与) 第五条 条例第二十一条第二項の身分を示す証明書は、身分証明書(第一号様式)とする。

の提出を求めるものとする。 頭ですることを認めた場合を除き、当該公表の対象となる者に対し意見書(第二号様式)第六条 知事は、条例第二十三条第二項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、口

- 2 当該公表の対象となる者は、意見を述べるに当たり、証拠資料を提出することができ
- するものとする。出頭すべき日)までに相当な期間をおいて、意見の聴取通知書(第三号様式)により通知者 表の対象となる者に対し、意見書の提出期限(口頭で意見を述べることを認めた場合は、3 知事は、条例第二十三条第二項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、当該公
- 意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。い理由があるときは、知事に対し、意見の聴取日時等変更申出書(第四号様式)により、(第六項において「口頭による意見聴取の対象者」という。)は、病気その他やむを得な4 前項の規定による通知(口頭で意見を述べることを認めるものに限る。)を受けた者
- 提│ 変更することができる。 と | 15 知事は、前項の規定による申出を受け、又は職権により、意見の聴取の日時又は場所を | 2 対事は、前項の規定による申出を受け、又は職権により、意見の聴取の日時又は場所を |

取の対象者に通知するものとする。
・ の規定による申出を受けた場合で意見の聴取の日時及び場所を変更しなかったときは、速の規定による申出を受けた場合で意見の聴取の日時及び場所を変更しなかったときは、速の 知事は、前項の規定により意見の聴取の日時若しくは場所を変更したとき、又は第四項

(代理人の選任)

う。) は、代理人を選任することができる。 第七条 前条第三項の規定による通知を受けた者 (以下この条において「当事者」とい

- 式)により、その旨を知事に届け出なければならない。 当事者は、前項の代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書(第七号様

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 第1号模式 (第5条関係)

(表)

徭 う職員であることを証明する。 上記の者は、大分県特殊詐欺等被害防止条例第21条第1項の規定により立入調査を行 中 写真 葎 Œ 肥 1 漿 凩 生年月日 ₩ ₩ M 併 П 日生

年 月 日 大分県知事 <u></u> [印

有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

が ま 田

(裏)

# 大分県特殊詐欺等被害防止条例(抜粋)

(調査)

第21条 知事は、前条第1項又は第3項の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、同条第1項の確認の状況又は同条第3項の規定による記録の保存の状況に関し、必要な説明若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、当該状況を調査させ、若しくは当該状況に関し質問させることができる。

- 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 規格は、縦5.4cm×横8.5cmとする。

第3号模式 (第6条関係)

쾓

ട

0

灦

政

漸

绀

1111

第年

具 章

Ш

(表)

礟

	Q 4 5	<b>9 隣</b>	ま 大			*			編
	w e e á C	見 番	、分県			谷			第2号模式(第6条関係)
	原当い	中の	特 聚			県 知			<b>月</b> ()
	因数と	惠及	許欺4			#			第6米
	な案の	Q B	等被言			瀴			関係
	の <i>C</i> 神 乙	田)画	事防止			52			
淅	実 容 見	改 全	上条何						
			大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり提出しす。					河岸	
			第6条第					馬	
		第一年	五 項	R	帝			ᅖ	
		垣	の規定	名	刑				
			上 に 1						
		中 华	, 6						
			<b>※</b> の				件		
			?; ?; .~				油		
_			提出し				ш		

施行規則第6条第3項の規定により通知します。

次のとおり公表についての意見の聴取を行いますので、大分県特殊詐欺等被害防止条例

大分県知

口頭による意見の聴取を行う場合は、「備考」欄にその旨並びに出頭すべき	備考 1 口頭によ
意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりです。	意見の聴取に際
	備
年月日まで	意見書の提出期限
	意見書の提出先
大分県特殊詐欺等被害防止条例 □ 第23条第1項第1号 □ 第23条第1項第2号	公表の根拠となる 条 例 の 規 定
	予定される公表の原因となる事実

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

3 該当する□の中にレ印を付けること。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付す

日時及び場所を記載すること。

## 意見の聴取に際しての注意事項

5. の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載して提出してくださ 意見書には、意見の聴取の通知の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに公表

なお、口頭による意見の聴取が行われる場合は、意見書の提出は必要ありません。

- 2 意見を述べるときは、証拠資料を提出することができます。
- 9 べき期日に出頭しないとき)は、意見を述べる機会を放棄したものとして取り扱いま 提出期限までに意見書の提出がないとき(口頭による意見の聴取の場合は、出頭す
- の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。 るときには、知事に対し、意見の聴取日時等変更申出書(第4号様式)により、意見 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、病気その他やむを得ない理由があ
- ٠, 委任する行為を明示した代理人選任届出書(第6号様式)を知事に提出してくださ 通知の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の聴取に関して 意見の聴取に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、意見の聴取の
- の意見の聴取通知書を持参してください。 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取期日に出頭する場合には、こ

### 第4号模式 (第6条関係)

吗 9 禤 取 Ш 靐 鄉 変 浬 -111  $\mathbb{H}$ 

11111

쾓

併 Ш Ш

 $\widehat{\mathbb{H}}$ 

严

大分

乖

绀 #

礟

 $\mathbb{H}$ ₩

よる意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。 大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則第6条第4項の規定により、次のとおり口頭に

変 更 申		意 見 の ]					
世 <i>9</i>	変更申出事項 変更希望				X	) 위 페 라	聴取の及び
曲	場所		田平		場所	田郡	通 知 日 付
	変更希望なし ・ 大分県庁 ・	第3希望 年 月 日	第2希望 年 月 日	第1希望 年 月 日		年月日	第年月
	( )	時	再	時		時	日号
	振興局	· 分	ii H	ii H		分	

- 無光 1 変更希望日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号) に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。時間は、午前9時
- 変更希望の場所の欄は、丸で囲むなどして示すこと。

から午後5時までとする。

## 第5号模式 (第6条関係)

見の聴取日時等決定通知

運

第年

 $\Box$ 

憑

大分県知事

田

大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則第6条第6項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

				以			
□不変更決定			更 決 定				
			K K	· 注	6 K		
	×	ř	ä	<b></b>	田 灂		
如此	華	ш	遊	Ш			
国	炬	平	刑	平	取番付		
日時及び場所を		年 月		年 月	年男		
浬		ш		ш			
ない理					田神		
H		專		專			
		分		分			
	の聴取の日時及び場所を変更しない理	場 所 意見の聴取の日時及び場所を変更しない理	変更後     日時     年月日 時       場所     意見の聴取の日時及び場所を変更しない理由	変更決定     場所       日時     年月日時       変更後     場所       意見の聴取の日時及び場所を変更しない理由	変更前     日時     年月日時       変更決定     日時     年月日時       場所     毎月日時       意見の聴取の日時及び場所を変更しない理由		

備考 該当する□の中にレ印を付けること。

第6号模式(第7条関係)

理人選任届出書

7

併

П

Ш

澱

大分県知

#

开名

 $\hat{\mathbb{H}}$ 

果

私は、大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則第7条第2項の規定により、次の者を代理人と して選任し、意見の聴取に関する以下の行為を委任したことを届け出ます。

La Della		\ \ \ \	0 1
椺	À	代及	意の
年	描	ă Ħ	見 番
ط	>	<i>"</i> ≻	の母
		画	惠 及
Ø	9	9	取び
广	果	<b>答</b>	田画
溗	坐	更 光	立 牟
		住所 連絡先 (電話番号) — —	第  号  年  月  日

備考 委任状の写しを添付すること。

令和二年三月二十六日

大分県報号外 (規則)

七